みんなの党参議院三重県第1支部	三重県松阪市春日町三―一七六―一九	三重県松阪市船江町五五二―八	二三、九、三〇
みんなの党京都府第3区支部	京都府京都市伏見区新町六―四七五	京都府京都市伏見区竹田七瀬川町三七八	二三、九、三〇
みんなの党兵庫県第1区支部	兵庫県神戸市中央区八幡通四―二―一四	兵庫県神戸市中央区三宮町三―八―八	二三、九、三〇
みんなの党東京都第2区支部	東京都文京区千駄木二―四八―四	東京都杉並区善福寺三―二三―三	二三、九、三〇
みんなの党東京都第6区支部	東京都世田谷区太子堂四―五―二	東京都千代田区平河町一―八―二	二三、九、三〇
みんなの党参議院比例第10支部	東京都調布市小島町三―一五―三四	東京都調布市布田一―二二―三	二三、九、三〇
みんなの党川崎市議会第1支部	神奈川県川崎市麻生区栗平一―五―三二	神奈川県川崎市麻生区白鳥四―一四―一七	二三、九、三〇
みんなの党参議院比例第1支部	富山県小矢部市岩武一〇五一	富山県小矢部市岩武東島一〇五一	二三、九、三〇
みんなの党滋賀県議会第1支部	滋賀県大津市馬場一―一一―二	滋賀県大津市鳥居川町六―三〇	二三、九、三〇
みんなの党京都市会第1支部	京都府京都市左京区松ヶ崎海尻町一四―九	京都府京都市左京区松ヶ崎海尻町一一―七	二三、九、三〇
みんなの党大阪府枚方市議会広域支部	大阪府枚方市楠葉中町三五―一六	大阪府枚方市香里ケ丘一二―二四―一二	二三、九、三〇
支部の主たる活動区域	衆議院議員第3選挙区	山形県酒田市	二三、九、三〇
みんなの党山形県第3区支部	全国	滋賀県	二三、九、三〇
みんなの党滋賀県議会第1支部	全国	長崎県	二三、九、三〇
みんなの党長崎県議会第1支部	全国	長崎県	二三、九、三〇

○経済産業省告示第四十八号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の規定に基づき、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第十四条第五項」を「第十四条の二第十項」に改める。

第十六条中「第四条」を「第五条」に改める。

第二十二条第二項第一号中「及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器」を削り、「十五年」の下に「（十五年を超えて圧縮天然ガスを充塡できるものとして製造された容器にあっては、二十年を超えない範囲内において、容器製造業者が定めた日）」を加え、同項中第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二　液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては刻印等において示された容器検査年月日又は製造年月日から十五年を経過していないこと。

第三十一条中「日本工業規格Ｂ７５０５（1994）ブルドン管圧力計」を「日本工業規格Ｂ７５０５―1（2007）アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計」に、「充てん」を「充塡」に改める。

第三十三条中「もって」の下に「、圧縮水素運送自動車用附属品にあってはアルミニウム箔に刻印したものを当該附属品が装置されている容器に貼付することをもって」を加え、「替える」を「代える」に改める。

様式第三中「（第１条第３号関係）」を「（第１条第２項第３号関係）」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十四年三月二十八日から施行する。

2　この告示の施行前に製造した日本工業規格Ｂ７５０５（1994）ブルドン管圧力計に適合している圧力計にあっては、なお従前の例による。

○経済産業省
国土交通省告示第八号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年十二月二十二日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月二十八日

特定特殊自動車の車名及び型式	ＨＡＴＳＵＴＡ　Ｈ　Ｓ―5200
型式届出番号	ＮＶ―1008
特定原動機の型式	Ｄ1105―Ｔ―Ｅ　ＤＭ
届出事業者の氏名又は名称	初田拡撒機株式会社
届出事業者の住所	大阪府大阪市西淀川区千舟１丁目５番58号

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

○経済産業省
国土交通省告示第九号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年一月十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月二十八日

特定特殊自動車の車名及び型式	キャタピラー　Ｅ　キャタピラー　ＥＲＲ	320	〃
型式届出番号	ＮＶ２―16	ＮＶ２―17	
特定原動機の型式	ＷＤＲ―Ｃ6.6	〃	
届出事業者の氏名又は名称	キャタピラージャパン株式会社		
届出事業者の住所	東京都世田谷区用賀四丁目10番１号	〃	

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

○経済産業省
国土交通省告示第十号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年一月十七日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志